

2021 犬山市プレミアム商品券事業 参加店 募集のご案内

犬山市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食店を中心に多くの商業が経済的なダメージを受けている。このような状況に対応していくため、市民への生活支援、市内消費の拡大を図ることを目的に「2021 犬山市プレミアム商品券事業」を実施いたします。

前回に引き続き、犬山商工会議所が本事業を受託し、実施することになりました。

つきましては、本事業の趣旨にご賛同いただき、参加いただくことのできる店舗の募集をいたしますので、ぜひとも、ご参加くださるようご案内いたします。

1. 商品券の概要

- ① 商品券名 2021 犬山市プレミアム商品券
- ② 発行総額 4億4400万円
- ③ 額面額 @500円券
☆プレミアム商品券は、6,000円分(@500円券×12枚 1セット)を3,000円で販売!
- ④ 券種 プレミアム商品券は、中小店限定券（中小店でのみ使用可3,000円分）と全店共通券（中小店及び大型店で使用可3,000円分）を1セットとして販売!
- ⑤ 購入対象者 犬山市在住者（基準日2021年5月15日）【予定】想定約74,000人

2. 商品券の販売期日及び販売場所（予定）

- ① 第1次販売
犬山市から送付された購入券持参者に販売
販売期間は、令和3年6月22日（火）から7月31日（土）とする。
販売場所は、犬山市内大型店、郵便局、農協 等とする。
- ② 第2次販売
第1次販売で売れ残った場合、第2次販売を行う。
販売方法、販売場所は未定。

3. 商品券使用可能期間

令和3年7月1日（木）から令和3年10月31日（日）までの4カ月間

4. 事業のPR方法

- ① チラシ（参加店一覧表）を作成し、市内全戸に配布
- ② プレミアム商品券事業のHP（特設サイト）に、事業所名、所在地、電話番号を掲載
- ③ ポスターを作成して市内広報版等に掲示

5. 参加店の登録（犬山市内の店舗に限ります。）

大型店、中小店、会員、非会員を問わず
無料

6. 登録の申込締切日

令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）

※令和3年4月28日（水）までにお申込みいただくと、購入者に配布するチラシ「**参加店一覧表**」に掲載します。

7. チラシ「参加店一覧表」について

地区別・業種別に、参加店名、電話番号を掲載します。

※今回は、特典一覧表、クーポン券等の作成・PRは行いません。

記載例

1 ○○商店 ☎61-1234

8. 登録の申込方法

下記申込書に必要事項を記入の上、同意書を添えて、犬山商工会議所へお申し込みください。

9. 換金について

① 換金手数料 無料

② 換金方法 (1) 犬山商工会議所での換金

名古屋銀行犬山支店振出の小切手で支払います。ただし、金融機関によっては、小切手の取立に際し、手数料がかかる場合があります。

(2) 市内指定金融機関での換金 (中小店のみ) (1日200枚以下)

窓口にて参加店名義の通帳に入金します。

10. 商品券使用可能期間中の販売促進

令和3年7月1日(木)から令和3年10月31日(日)までの商品券使用可能期間中は、本商品券持参者等に対する独自企画や連携企画などの販売促進を積極的に行ってください。

なお、今回 販売促進事業補助金はありません。

11. その他

① のぼり 参加店には、目印となるのぼりを配布します。令和2年度の参加店にはポールを配布しません。令和3年度新規参加店のみポールを配布します。

② 禁止事項 事業活動に伴う諸経費等の支払い及び購入対象者が商品券の登録店舗の場合購入した商品券を直接換金することはできません。

12. 事業実施機関 犬山商工会議所 TEL 0568-62-5233 FAX 0568-61-3986

犬山商工会議所行 FAX 0568-61-3986

令和3年 月 日

(フリガナ) 店舗名	地区 犬山(城下町・犬山駅周辺・その他犬山) 羽黒、城東、池野、楽田	
	※店舗名は「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。	
所在地	〒 ※所在地は「HP」へ掲載します。	
担当者名		
TEL FAX	TEL ()	FAX () -
	E-mailアドレス ※「参加店一覧表」「HP」へ掲載します。 ※FAXのない方はE-mailの登録をお願いします。	
業種	小売業 ・ 飲食業 ・ その他 () コンビニ ・ 大型店 (売場面積 1,000 m ² 以上)	
換金方法	・ 商工会議所で小切手を受領 ・ 金融機関での口座入金 (200枚以内のみ) (銀行・信金 支店) ※金融機関で換金を希望する場合は、別に申請書を提出してください。 ※大型店は、商工会議所での換金のみとなります。	

- ※ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の適用を受けている店舗 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の適用を受ける店舗、その他犬山商工会議所が別に定める業種は登録できません。
- ※ ご記入いただいた情報は、犬山市プレミアム商品券事業に係る管理並びに消費者及び特定金融機関等への案内・情報提供に利用いたします。
- ※ 店舗名・TELは、市内全戸に配布するチラシ「参加店一覧表」及び当所ホームページに、所在地は当所ホームページに掲載する内容となります。

2021 犬山市プレミアム商品券事業 参加店 同意書

犬山商工会議所が受託して実施する「2021 犬山市プレミアム商品券事業」（以下、「本事業」という。）の趣旨に賛同し、参加申込をします。

なお、参加にあたっては、犬山市プレミアム商品券事業実施要領のほか、下記の事項を遵守することに同意します。

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、飲食店を中心に多くの商業者が経済的なダメージを受けている。このような状況に対応していくため、市民への生活支援、市内消費の拡大を図ることを目的とする。

2. 参加店の遵守事項

①商品券の使用

参加店は、消費者が商品券で物品の購入またはサービスを受けようとするときには現金同様に取扱うものとする。ただし、商品券で代金を受領する際、釣銭が発生してもそれを支払わないものとする。

②使用可能期間以外の商品券の受領

商品券の使用可能期間（令和3年7月1日より令和3年10月31日）以外の期間の商品券の受領は行ってはならない。

③参加店の禁止事項

1. 購入対象者（家族を含む）が登録店の場合、購入した商品券を登録店で使用せず、直接換金すること。
2. 業者間取引（商品・諸経費の支払い）に伴う代金を支払うこと。

※違反された場合、参加店資格を取り消します。

④換金期日

令和3年11月26日（金）までに商品券の換金を終了するものとする。

3. 参加店の努力事項

商品券使用可能期間中の販売促進

商品券使用可能期間中は、本商品券持参者等に対する独自企画や連携企画などの販売促進を積極的に行うものとする。

なお、今回 販売促進事業補助金はありません。

令和3年 月 日

店舗名

代表者名
